

令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度茨城県パラアーティスト発掘・育成等事業

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

パラアーティストを発掘・育成し、作品が認知され、経済的な対価を得るといった生きがいを創出するとともに、地域における障害者の芸術文化活動を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

なお、本事業は、「茨城県障害者芸術文化活動支援センター」の業務の一環である。

4 委託業務の内容

(1) アーティストの育成

ア ワークショップの開催

- ・東京藝術大学、筑波大学、アーカスプロジェクトなどの専門家との連携によるワークショップを企画し、年に3回以上開催すること。

※開催時期は、(2)アより前の開催を想定

- ・ワークショップの募集要項、広報用チラシ等を作成し、関係機関に広く周知すること。
- ・ワークショップに参加するアーティストの掘り起こしを行うこと。
- ・アーティストのみならず、支援員同士のネットワーク構築も実施すること。

(2) 作品展示機会の拡大

ア ショッピングモールや美術館での個展の開催

- ・対象は(1)アに参加したアーティストのうち、2アーティストとする。
- ・1アーティストあたり2か所以上開催すること。
- ・会場については、以下のとおり。会場費用は県が別途負担する。
サザコーヒー本店：11月11日～11月17日、日立市角記念市民ギャラリー：11月25日～11月30日、廣澤美術館：12月3日～12月9日、つくば美術館：12月15日～12月21日

イ オンラインを活用した個展の開催

- ・アの対象アーティストについて、県のホームページにおいて個展を開催できるよう、制作風景の撮影やアーティストの思い等の取材を行い、ホームページへの掲載案を作成すること（ホームページの編集は県が実施する。）。
※3月中旬までの提出を想定

- ・そのほか、SNSを活用し、アーティストや作品の広報を行うこと。

(3) 企業との連携

ア 企業との勉強会の開催

- ・パッケージや商品デザインなどのパラアーティストとのコラボを検討する企業の掘り起こしを行い、企業との勉強会を2回以上開催すること。

※2月末までの開催を想定

- ・講師にはデザイナー等を招き、複数の作品を組み合わせた効果を高める手法など商品としての価値を高める方法を学ぶ機会を提供すること。

イ コラボ商品を制作する企業へのサポート

- ・商品とのコラボに協力する民間企業（2社程度）へ専門家を派遣すること。

※2月末までの派遣を想定

(4) 事業所等に対する相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介、専門的知見に基づくアドバイス、職員等の訪問による相談支援を行うこと。

相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、障害者芸術文化活動広域支援センター（ブロックレベルの活動支援を行う団体）や障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局（全国レベルの活動支援を行う団体）と共有すること。

(5) 報告

上記（1）～（4）について実施状況を取りまとめ、委託期間終了後速やかに報告書（様式は委託者と協議して定める）を作成し、委託者に報告すること。

5 実施上の留意点

- (1) 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール及び体制計画を作成し、委託者の承認を得た上で業務を実施すること。
- (2) 受託者は委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局、障害者芸術文化活動広域支援センター及び各都道府県の障害者芸術文化活動支援センター（都道府県レベルの活動支援を行う団体）と連携・協力のもと、事業に取り組むこと。
- (4) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

6 成果物の提出

(1) 成果物（電子データ）

ア 年間報告書

イ そのほか、本業務で作成した資料のうち、委託者が指示する資料

(2) 留意点

ア 受託者がデジタル化し、委託者に納入した成果物に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条）及び二次的著作物利用権（同法第 28 条）を含む）は、委託者に帰属するものとする。

イ 写真等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、委託者は責任を負わないこと。

(3) 納品場所

茨城県福祉部障害福祉課

(4) 納期

令和 8 年 3 月 31 日